

No. 1886
2020・7・13
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp



家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金制度が**7月14日**から始まります。そのため、下記の日程で緊急に学習会を開催します。

『緊急・家賃支援給付金学習会』

7月15日(水) 三次民商事務所にて

①昼の部 **午後2時から** ②夜の部 **午後6時30分から**

どなたでも参加可能。※3密を防ぐため20名までの参加とします(予約制)

給付額 法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給

算定方法

申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円以上	50万円+「支払賃料の75万の超過分×1/3」 ※ただし100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」 ※ただし50万円(月額)が限度

必要書類 ※今後、追加される資料がある可能性があります。7月8日時点

- ①賃貸借契約書の写し
- ②直前3カ月間の賃料の支払い実績を証明する書類
 - ・銀行取引明細書(振込明細書) ・賃貸人からの領収書
 - ・所定の様式による、賃料を支払っている旨の証明書→申請開始時に公表
- ③『持続化給付金』を申請した時の書類一式
 - ・2019年分の確定申告書の控え ・法人事業概況説明書の控え(法人のみ)
 - ・2019年分の青色決算書(青色申告の方のみ) ・通帳 ・本人確認資料
 - ・申請に用いる売上が減った月・期間の売上台帳など

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。



健康保険・厚生年金保険料の標準月額報酬を 翌月から改定することが可能になります。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**になりました。

【対象となる方】 次のすべてに該当する方が対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- この特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

【対象となる保険料】

令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和2年5月から8月分**保険料が対象

【申請手続】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し、管轄の年金事務所に提出

※休業のため、給与を支給してない場合や支援金を受ける場合でも、特例の対象となります。支給してない場合は、今回の特例改定に限り、最低の標準報酬月額（健康保険は5.8万円、厚生年金は8.8万円として改定することになります。



事業者支援給付金



中小企業経営持続支援事業補助金

7月31日まで延長！！

延長に伴い、『事業者支援給付金』に変更があります。

①対象月が3月～6月までに延長

②提出場所は

—三次市役所本館6階604号室—

全国豪雨災害

支援にご協力を！

このたび全国で起きた集中豪雨に被災された民商会員へ義援金をお願いしています。三次民商事務所に募金箱を設置していますのでご協力、よろしくお願いします。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654